

各種計画評価シート

No. 16

主管課：係名	下水道課：工務係
計画名称	昭和町公共下水道全体計画
策定の趣旨 (目的)	昭和町の公共下水道を整備することにより、生活環境の改善と釜無川をはじめ町内の河川及び水路等公共用水域の水質保全に資することを目的とする。
計画期間 〔策定年月日〕	令和2年度～令和17年度の16年間 〔令和2年3月31日改定〕
総合計画、法令 等の位置づけ	・策定の根拠となるもの 下水道法第2条の2に基づく、富士川流域別下水道整備総合計画及び釜無川流域下水道計画 昭和町第6次総合計画第3章「快適で住み心地のよい町を目指す」下水道事業の推進
計画の概要	・主な内容（特徴、予算、その他） 昭和町の下水道事業は、昭和60年度に全体計画を策定し、61年度に事業認可を受けて事業に着手した。その後、上位計画である「釜無川流域下水道計画」の数次にわたる見直しに伴い、本町の全体計画においてもその都度変更計画を策定してきた。 今回の変更は、平成30年度に見直しが行われた上位計画との整合性を図り、全体計画を見直すものであり、その内容は、計画目標年次を令和17年度とし、計画人口、計画汚水量等の諸元について見直したものである。
	・計画策定体制（計画を策定した組織・機関とプロセス） 住民説明会、県との協議、都市計画審議会、パブリックコメント。 今回の計画改定（見直し）については、第10次の変更である。ただし、今回は期間延伸等の軽微な変更であった為、都計審等の手続きは省略した。
	・策定時の町民意見聴取手法 都市計画法に基づき、変更案の縦覧公告を行い意見の申出周知を図った。
	・計画推進体制（計画を推進する組織・機関とそのプロセス） 全体計画における、より具体的な事業計画については、5年～7年に一度、下水道事業の進捗状況に鑑み、事業計画の見直しをすることとなっていて、令和5年度に事業計画の変更を行い、令和6年度で県に申請を行っている。

主な施策と進捗状況	・目標設定の有無（数値目標の有無） 全体計画では、下水道の整備完了目標年次は令和 17 年度としている。 （具体的数値目標は無）
	・評価方法 下水道事業計画に基づく進捗状況 ・進捗状況（令和 5 年度末） 令和元年度の全体計画の変更に伴い、都市計画法並びに下水道法に基づく下水道事業計画を変更し、認可区域の拡大と事業期間を令和 11 年度まで延伸した。 また、アクションプラン（汚水処理事業計画）を令和 5 年度末で見直しを行い、中期計画を令和 17 年度とした。 全体計画の目標年次（令和 17 年度）までには、事業を完成させたい。
未執行の施策と執行できない理由 〔課題 A〕	① 釜無工業団地内の常永川西岸については、企業側から下水道の使用料や受益者負担金等の負担が大きいことから、公共下水道への接続が困難との相談があり、事業執行を見合わせている。
今後の計画の進め方 〔課題 A の解決策〕	① 釜無工業団地内常永川西岸の下水道整備については、全体計画区域から除外することも含め、検討中である。
総合的な自己評価	計画全体の総合評価　〈 B 評価〉
	ランク分け　A＝達成できた　B＝概ね達成できた　C＝一部達成できた D＝ほとんど達成できていない
	※上記評価となった理由 旧計画では進捗状況は若干遅れているが、今回目標年次を延伸したことにより、計画した事業については、概ね推移（完了）しており、Bと評価した。

※参考資料がある場合は添付すること。